

続・『破戒』の文章

橋 本 威

藤村の『破戒』が社会問題性を有していることについては、今更疑問を差し挟む余地はない。しかし、それがこの作品の中で如何なる位置を占めているかについては、未だに結論の出ていないのが研究の現状であると言えよう。

○部落民の悲惨といふ社会問題が、結果としてうかゞはれるにしても、作者はそれを深めたわけではない。(亀井勝一郎『島崎藤村』)

○彼が『破戒』において、部落民という日本の社会における深刻で重要な人権問題をとりあげてはいるけれども、この問題提起は、種々の角度から論証してきたように、社会的現実の科学認識に即して、行動的に民衆の解放を強く訴えようとする立場にあるものではないのである。(伊東一夫『島崎藤村研究』)

これらは、『破戒』に於ける社会問題性の役割りを小さく見る立場にあると思われる。一方、次のように、『破戒』の中心に社会問題を据えたと言える捉え方もある。

○『破戒』は封建制度、身分制のために、長い間差別され、虐げられて来た部落民を主題にした小説である。(猪野謙二『島崎藤村』)

○『破戒』は、日本の封建制のゆえに同じ人間でありながら差別されなければならぬ部落出身者の苦しみを、その不合理性をテーマにした小説である。

(佐古純一郎『明治文学とキリスト教』—「解釈と鑑賞」昭35・1)

以上の二つの立場が、『破戒』の主題を何処に見るかということについての対

立を生んでいる訳だが、何れの見解に組するにせよ、『破戒』の有つ社会問題——とりわけ差別問題に重大な欠陥のあることは、しばしば指摘されて来た。例えば、次のようにである。

○まず第一に指摘しなければならぬことは、藤村の部落問題に対する誤った認識である。(中略) つぎに重要なことは、『破戒』の登場人物のうち一人として人間性の尊厳と平等についての自覚に徹したものがいないことである。(北原泰作『『破戒』と部落解放運動』—「文学」昭29・3)

○藤村自身、心の奥で当時部落民を卑しいものと見ていたことは、部落解放同盟の人たちが指摘しているように、あの北信の屠殺場での部落民の描写によく示されている。(川副国基『島崎／藤村『破戒』の瀬川丑松』—「国文学」昭34・5)

従って、『破戒』成立時期の社会的条件が問題となり、次のように、『破戒』の限界が説かれることにもなる。

○まだ部落解放の水平社運動も結成されていない以前、しかも「信州第一の仏教の地」として中世的な暗い色彩をもち、「迷信深い土地柄」である「古代を眼前に見るやうな小都会」信州飯山を舞台として、部落民を社会的身分関係としてではなく、むしろ「人権問題」として考える未熟な社会的認識をもって立ちむかうのだから、この叛逆は近代的な人間解放としての段階における人生問題であり、ここに農村の時代性を帯びた思想的立場があった。(瀬沼茂樹「解

説——日本近代文学大系13『島崎藤村集1』)

○ただの社会小説ふうに見える、藤村の不備が目につくが、水平社運動の起るはるか以前の作品であり、作者は社会的偏見にプロテストしながら、問題の本質をよく見きわめるまでに至っていないのは、時代の制約である。むしろこの時代にこういうしかたで問題をとりあげ、投げかけた先見を賞したい。

(吉田精一他編『近代文学名作事典』の「破戒」の項へ瀬沼茂樹執筆)

にもかかわらず、『破戒』には、当時は言う迄もなく、今日に於いてさえ、社会問題を強く訴える力がある、ともされている。例えば、次の通りである。

○藤村自身その偏見に囚はれてゐたからこそ、部落出身の一教育者の生涯を伝へ聞いただけで、はげしい衝撃を受けたとも言へるのである。(中略)しかし、そのやうな定説にもかかわらず、『破戒』が社会的抗議としての力を現実につかみ得たことも疑ひない。(平野謙『島崎藤村』)

○やはり、『破戒』が、読み返すたびに私を衝撃してやまないという事実であり、部落民問題をふくめて下層民衆の苦悶と悲惨——『破戒』のことばでいえば「碌々たる者の酸苦」に無縁であることのできなかった「破戒」執筆当時の藤村のイメージが私に強くせまるという事実である。(平岡敏夫「破戒」私論——「東洋研究」23)

そこで、次に掲げるように、『破戒』に於ける社会問題は、作品の正面に据えられるが如く、或るいは片隅に追いやられるが如く、二律背反の微妙な揺れを示して、結局、この課題は、振り出しに戻されることになってしまうのである。

○『破戒』は日本の封建制のゆえに同じ人間でありながら他の人間から差別されるという封建的な不合理を日本の悲劇として取り上げている。(中略)藤村は明治の時代になってもなお差別される部落民丑松を主人公として選び、その心の悲しみを描いて日本の軍国主義、天皇制にするとくせまって行くのである。(野間宏「破戒」について——岩波文庫『破戒』)

○『破戒』の弱点とは何だろうか。それは『破戒』が部落民の問題をとりあ

げ、人間が同じ人間から差別されるわけではないところから、問題を考えようとしながら、どうして人間は互いに対等なのかという理由を根拠づけることができないのである。それでは部落民の問題という日本の一つの具体的問題を、人間の問題としてもっとも普遍的なところからは解いていくということができない。(中略)丑松は部落民出身の丑松というよりも、むしろ藤村が自分の内面を託すために作り上げられた人物にすぎないといえることができる。(右同)

二

周知の如く、『破戒』は、「血統上の、または種族的な問題として扱ふことは一切困る、職業から来た差別として貰いたいという」「水平社側の要求」(柳田泉他編『座談会 明治文学史』、発行者勝本清一郎)に沿って、後に改作された。改作に際して、藤村は次の通りに述べている。

○私の『破戒』も最早読書社会から姿を消して、頃かも知れない。その意味は、部落民といふやうな名詞ですら最早吾国の字書から取り去られても、やうに、その部落民のことを書いた『破戒』のやうな作も姿を消して、頃かも知れないのである。／＼しかし、これは最早過去の物語だ。この作を起稿したのは日露戦争の起つた頃である。明治三十七年の昔である。日露戦争そのものが過去の物語であると同じやうに、この作の中に取り入れてある背景も現時の社会ではない。曾てかういふ人も生き、又曾てかういふ時もあった。／＼芸術はそれを伝へてい、答だ。さう私は思ひ直して、もう一度この部落民の物語を今日の読者にも読んで見て貰はうと思ふ。(「序にかへて」——『現代長篇小説全集 第六巻』)

○この書は長いこと読書社会から姿を消してゐたものである。わたしはこんな部落の物語を全く葬り埋めやうと考へた時もあった。／＼風雨三十余年、この作の中に語つてあるやうなことも、又その背景も、現時の社会ではない。曾てかういふ人も生き、曾てかういふ時もあった。芸術はそれを伝へてい、答だ。さうわたしは思ひ直した。(「再刊『破戒』の序」——定本版藤村文庫10『破戒』)。

右には、藤村の差別問題に対する認識の浅さが露呈している。後に、部落解放全国委員会が次の通りに非難したのも、当然である。

藤村が改訂版の序文で部落民の物語を過去の物語とし、△曾てこういう人も生き、△曾てこういう時もあった△と、のべているのは、今日なお非人間的な差別に苦しんでいる部落民に対する激しい侮蔑であり差別でなくてはならぬであろうか。（『破戒』初版本復原に関する声明——筑摩版『藤村全集 第二巻』所収）

このような認識しかもたない藤村が、如何なる改作を行ったかは、想像に難くない。それは、藤村自身の言によれば、「ところ／＼字句を改めたり省いたりするにとどめて置いた。」（『破戒』の後に）——藤村文庫『破戒』というものであった。そして、それは、前掲の、部落解放全国委員会の「声明」によれば、「昭和十四年に藤村が一部の改訂を行ったのは、当面、改訂によって『差別』を抹殺しようとしたからにはかならない。それは『穢多』という称呼をただ『新平民』と呼びかえたにすぎなかった。」という類のものでしかなかった。尤も、差別問題に関する、かかる藤村の認識不足に、次の如き意義を見出そうとする傾向もあるようだ。

のちに部落問題解放委員会の抗議が出現したように、部落民の差別待遇に対する藤村の理解はかなり曖昧である。その間の事情は前掲本文の改作の跡だけに徴しても歴然としているが、そのことが逆に、部落民への迫害をいっそう圧倒的な壁として描きこんで、差別待遇をやむをえない事実として受け止める丑松の宿命感に、より強い悲劇性を添えることになったのも事実である。（伊藤整他編『鑑賞と研究 現代日本文学講座 小説2 自然主義前後』）

だが、差別されることが丑松に宿命として受け取られているとしても、藤村自身それが宿命のものと考えているか否かが検討事項とされねばなるまい。

三

藤村の「山国の新平民」（『新片町より』所収）の内容は、『破戒』の素材としても用いられていて、例えば、次のような対応を見せている。

○歌右衛門さんにはせると、東海道に住む新平民と山国に住む新平民とは種族が違ふ。東海道筋に住む新平民は多く慥慥な性質を帯びて居る。それは彼等の遺伝性とも見られる。山国に住む方は漂着した露西亞人や朝鮮人の後裔ではなく、大抵大昔からの土着の人や武士の零落したものだから、随つて気質も違ふと云ふのが其人の説だ。（山国の新平民）

○其時だ——一族の祖先のことも言ひ聞かせたのは、東海道の沿岸に住む多くの穢多の種族のやうに、朝鮮人、支那人、露西亞人、または名も知らない島々から漂着したり帰化したたりした異邦人の末とは違ひ、その血統は古の武士の落人から伝つたもの、貧苦こそすれ、罪惡の為に穢れたやうな家族ではないと言ひ聞かせた。（破戒—初出本、卷の三）

右は、「山国の新平民」で言えば「歌右衛門さん」が、『破戒』で言えば丑松の父親が誤った知識・認識を有していた、ということを示している。しかし、実は、それは、作者藤村が肯定しているものであり、藤村自身がこの程度の認識にしかなかったということをも示しているのだ。だからこそ、藤村は、「山国の新平民」に、「彼の手合」「左様云ふ手合」といった侮蔑を籠めた指し方で、「顔の骨格なども吾儕と違つて居るやうに見える。殊に著しいものは皮膚の色の違つて居る事だ。」とか、「彼様云ふ風の中から嫌はれて居る特別な種族だから」などと、自分の言葉として吐いているのである。

『破戒』の差別表現を問題として採り上げる場合、最も注意を要するのが、このところであろう。丑松をも含めて、登場人物たちが差別意識をもち差別言動をとっているということ、作者藤村の差別意識のあらわれだということ、厳密に見極めることが、第一のポイントとなる。もしも登場人物たちの差別言動を一律に採り上げて作品に非難を加えるならば、差別問題を主題や題材とする作品は、その扱いが正当であろうと、そもそも存在をゆるされないことになってしまうであろう。それでは、差別の厳存する「現実」を無視し、逆に、荒唐無稽な真の△差別小説△を推奨する結果を招いてしまう。

ところで、『破戒』の場合、主人公瀬川丑松の感情や思考と、作者藤村のそれらとを、精密に区別することが、実は容易でない。拙論「『破戒』の文章」（『近代文学研究ノート』3）でも触れたように、「弱々しいセンチメンタリズムで描写を妨げた。」（生田長江『最近の小説家』）とか、「作者が、主人公の苦悶と感情に余りに同情し過ぎ、主観的になり過ぎ」（宇野浩二『作家と歌人』）ているとか、「丑松を通じて歌つてゐると云つてよい。」（亀井勝一郎、前掲書）などといった指摘は、その価値判断に相違こそあれ、このことに関わっている。例えば、次の㉔・㉕は、藤村自身の詠嘆表現だと思われるが、㉔・㉕の方は、仔細に見れば、丑松の詠嘆だとすべきもののようである。

㉔ あゝ——書けるものなら丑松も書く。（六の三）

㉕ 赤々とした火の色は奈何に人の苦痛を慰めるものであらう。（拾六の七）

㉔ 絃に触れて囁くやうに動揺する波の音、是方で思つたやうに聞える眠たい權のひびき——あゝ静かな水の上だ。荒寥とした岸の楊柳もところ／＼。（拾五の三）

㉕ 丑松は本堂の扉を開けて入つた。／＼、精舎の静寂さ——丁度其は古蹟の内を歩むと同じやうな心地がする。（拾五の二）

詠嘆表現だけに限つて言えば、この曖昧さは、作者の直接的詠嘆を表わす感動文が五十一箇所にもばらまかれていっている中に、丑松の詠嘆を、何の断わり書きもなく、地の文としてほうり込んでいっていることによる。更に、次の例になると、丑松の詠嘆であることは明瞭であるが、それが引用法を用いずに一個の独立した文として置かれている為に、矢張り、藤村と丑松との融合の役割りを与えられている。

○何といふ親しげな有様だらう、あの省吾を背後から抱いて、すこし微笑んで居る姉らしい姿は。斯う考へて、丑松はお志保の方を熟視る度に、言ふに言葉ぬれぬ楽しさを覚えるのであつた。（拾五の二）

詠嘆表現のみならず、丑松の思考部分であるのか、藤村の説明であるのか、極

めて曖昧である箇所が、『破戒』にはすこぶる多いのである。かかる傾向は、『破戒』の詩的性格を物語るものとして積極的にも評価し得るが、かかる曖昧さに心を配りつつ、明らかに作者藤村の差別意識の表われだとなし得る部分を探り出し、仮に入第一の差別表現Vと名づけることとする。四例のみを次に掲げる。

①いかに金尽でも、この人種の偏執には勝たれない。（巻の一）

②見たところ丑松は純粋な北部の信州人——佐久小県あたりの岩石の間に成長した壮年の一人とは誰の目にも受取れる。（巻の一）

③誰も斯の穢多の子と一緒に庭球の遊戯を為ようといふものは無かつたのである。（五の四）

④是れを眺めても、穢多の部落が幾通りかの階級に別れて居ることは知れた。（八の四）

右は、何れも傍線部分が差別の言辞であると言える。①は、登場人物たちの、この問題についての誤つた知識を客観的に記したとも解釈されるかも知れないが、藤村自身もこの「偏執」とらわれていたことは、「山国の新平民」に徴して明白である。その前に、②との関連に於ても、それは立証できる。藤村自身の「偏執」が、説明なしでこの不用意な言葉を置く因となつた。藤村文庫版では、ここは、「こんな身分の相違を言ひ立てる因襲の力」と改められている。この改変は、部分的視野に於いては、まず妥当だと言えよう。②は、人種の相違ということ前提とした言い方である。これは、藤村文庫版でもそのままである。③は、登場人物たちの受け取り方を記したものだとも思えるが、しかし、それならば、括弧を付すなり、傍点を打つたりの、表記上の工夫が要求される。矢張り、藤村の差別意識を含んだものと見るのが自然であらう。藤村文庫版では「この子」に改めている。これも、部分的視野の範囲では、妥当な改変であると言えよう。④は、藤村文庫版では、この全文が削除されている。しかし、称呼は当然改められるべきであるが、被差別社会の中に更に「身分の相違」が存在するということの鋭い把握は、残すべきものではなかったのか。ここは、被差別社会の残存を支えるのと同じカラクリが、被差別社会そのものの中にも置かれているといふ、差別問題の核心に触れる部分である筈なのだ。

△第一の差別表現Vのかなりは、改作に際して、改められている。だが、右に挙げたように、改められていないものもあり、また、改作によって、大事なもので失ってしまった例もある。それは、単なる疎漏であろうか。部分的には妥当だと思える改変も、こうした「疎漏」を目にするにつけ、全体的視野の中では、その妥当性も怪しくなって来る。無論、△第一の差別表現Vは、初出本の表現のままでは、『破戒』を△差別小説Vだと決定する第一の根拠となる。

四

登場人物たちの差別言動を一律にとり上げて非難するのは、百害あって利が小さい。それはそうだが、だからと言って、それは、登場人物たちの言動が全て差別表現の圏外に置かれるということを意味しない。

『破戒』の場合、その登場人物たちは、大まかに、作者方と反作者方との二種に類別できる。その意味で『破戒』は一種の△善玉・悪玉小説Vである訳だが、それはともかくとして、作者方人物としては、瀬川丑松・猪子蓮太郎・市村弁護士・志保などを挙げ得よう。反作者方人物には、校長・文平・高柳利三郎や土地の人々などが属することになる。

作者方人物の言動は、作者によって肯定されているものであり、その差別言動はそのまま作品の差別性を形成する。この種の差別表現を、仮に△第二の差別表現Vとする。次のような部分である。二例のみを掲げる。

- ①穢多としての悲しい絶望、愛といふ楽しい思想、そんなことが一緒に交つて、若い生命を一層美しくして見せた。(九の一)
- ②まあ、君、僕等の側に立つて考へて見て呉れたまへ——是程新平民といふものを侮辱した話は無からう。(九の三)

①は、丑松の思考内容に関わった表現の部分である。藤村文庫版では、「不思議な星の下に生れた人の子」と改められている。改めるのは当然だとしても、このロマネスクな言い廻しは妥当でない。ロマネスクな問題はないのだ。②は猪子蓮太郎の言葉である。藤村文庫版では「僕等」と改められていて、これは、部分的には妥当である。

△第二の差別表現Vも、改作に際し、改変のこしや、不適當な改変などが多い。初出本の形のままでは、△第一Vの場合と同様、『破戒』の差別性を立証する部分となる。

ところで、反作者方人物の言動は、それが如何に酷薄なものであろうと、作者が否定すべきものとして描いている以上は、差別表現となり得ぬものである。もし、それらの人物が、一切差別言動をしない形にしまえば、『破戒』のストーリーは崩壊する。と言うより、それは、前述の如く、かえって、現実存在する差別を故意に糊塗したという意味の、△差別小説Vの条件を充たすことになる。ところが、藤村は、改作に当たって、これらの多くをも改めてしまったのだ。二例だけを挙げてみる。改作は藤村文庫版のもの。

- 校長は嘆息して、「しかし、驚いたねえ。瀬川君が穢多などとは、夢にも思はなかつた。」(初出本、拾四の三) → 「そんな生ひ立ちの人だなど」
- 「(前略)瀬川君に穢多の話を持掛けると、心ず話題を他へ転して丁ふ。(後略)」(初出本、拾八の二) → 「部落の方の人達」

部分的視野で言えば、これらは、初出本の言葉のまま、決して差別表現となるべきものではない。寧ろ、殘忍かつ不合理な差別の存在を明確に描出したと評すべきものであろう。しかも、それは、決して誇張されたものではあるまい。「山国の新平民」に次のように述べている藤村の言葉は、信じてよいと思う。

いかに信州が山国だからと言っても、貴様の言ふやうなことはあるまい。あまり誇大に過ぎるといふ人もある。私も東京に居る頃は彼様なことはあるまいと思つて居たのだが、信州に行つて住んで見て解つた。

従つて、深刻な差別の存在することを少なからず曖昧にした改作は、実は、差別表現に墮してしまつたと言える。この種のを、仮に△第三の差別表現Vとする。

藤村は、△第一V△第二Vの差別表現と、△第三Vの部分との相違を理解していなかったが故に、差別表現でない筈の△第三Vの部分をも改めてしまつたので

ある。この、差別表現の新たな現出によって、前掲の部落解放全国委員会の非難や、次の通りの野間宏氏の批判は、いよいよ正当性を与えられている。

「穢多」という言葉をさけて「部落民」という言葉にかえようとした藤村の心のなかに、部落民を差別するものがしのびこんでいたのである。藤村が部落民という言葉を使おうとしたことは非難されるべきことではないし、部落民という言葉を使うのは、新しい時代の要求であり、その要求は当然満たされなければならない。しかしただ部落民という言葉を用い、表現をあいまいにすることによって差別を取り去ったと考えたとすれば、そこに差別する心がひそんでいくと考えられる。（「『破戒』について」—岩波文庫『破戒』）

△第一▽△第二▽の差別表現の存在によって、初出本『破戒』は、△差別小説▽という批判を甘受せねばなるまい。藤村文庫版『破戒』では、それらの相当地部分が改められた。だが、改められていない部分もあり、改悪もある。更には、改めるべきでない部分を改悪してしまった△第三の差別表現▽もある。これ亦、△差別小説▽なる批判を逃れ得る作品ではなかった。

五

『破戒』は、差別問題のみならず、他の社会問題をも有している。そのことは、既に、次の如く指摘されて来た。

部落民が受ける不当な差別待遇を一応正面にひきすえ、教育界・宗教界・政界の腐敗・墮落を指摘し、没落士族の窮乏を描き、虚構性ゆたかな中に、多くの社会問題を提示している。（川副国基「藤村と自然主義」—三好行雄編『島崎藤村必携』）

高柳利三郎や校長・文平・住職などの描かれ方がそれらを示しているのであるが、「他の社会問題」に直接関わる表現としては、次のような部落が該当するであろう。

○多くの労働者が人中で感ずるやうな羞恥——そんな思を胸に浮べ乍ら、鷹匠町の下宿の方へ帰つて行つた。（巻の二）

○斯校長に言はせると、教育は則ち規則であるのだ。那視学の命令は上官の命令であるのだ。もと／＼軍隊風に児童を薫陶したいと言ふのが斯人の主義で、日々の挙動も生活も凡て其から割出してあつた。（式の一）

○地方に入つて教育に従事するものの第一の要件は——外でもない、斯校長のやうな凡俗な心づかひだ。（中略）賢いと言はれる教育者は、いづれも町会議員などに結托して、位置の堅固を計るのが普通だ。（式の一）

○有体に言へば、住職の説教はもう古い、古い遺方で、明治生れの人間の耳には寧ろ異様に響くのである。型に入つた飯白のやうな言廻し、秩序の無い断片的な思想、金色に光り輝く仏壇の背景——丁度それは時代な劇でも観て居るかのやうな感想を与へる。（拾五の四）

このようなものについても、差別表現の場合と根を同じくする事情が見られる。

例えば、初出本『破戒』には「下等な労働者」という言葉が散見されるが、そのうち、「拾六の五」にあるものは、藤村文庫版でも改められていない。これは、改めるべきを改めなかったものの例になる。また、初出本に『現代の思潮と下層社会』とある猪子蓮太郎の著書名は、藤村文庫版では単に『現代の思潮』となっており、『労働』という著書名は削除されている。これは、首肯し難い改変の例にならう。「労働者」（巻の二）を「勤労者」、「貧民、労働者、または新平民等」（巻の四）を「貧しく乏しいものぞ多敷」、「新しい思想家」（巻の四）を「筆の立つ新人」と改めているのも、妥当な改変とは言えない。

野間宏氏は、前掲の如く、『破戒』について、「日本の軍国主義、天皇制にするどくせまって行くのである。」とも述べている。次のような部分は、恐らくそのところに関連するものなのであろう。

○平和と喜悅とは式場に満ち溢れた。／＼（中略）可哀さうに、仙太は斯の天長節ですらも、他の少年と同じやうには祝ひ得ないのである。（五の二）

○「（前略）あの穢多の教員が素性を告白して、別離を述べて行く時に、正月

になれば自分等と同じやうに屢蘇を祝ひ、天長節が来れば同じやうに君が代を歌つて、蔭ながら自分等の幸福を、出世を祈ると言つたッけ——（後略）」

（貳拾叁の六）

勿論、枝葉的位置のものであつても、作品の孕む人先進性Vを重視する態度は必要であろう。だが、その枝葉的な人先進性Vを過大評価する余り、作品の根幹を蝕んでいる人退嬰性Vに目をつぶることがあつてはなるまい。差別表現が『破戒』の中に敵然と多数存在するからには、『破戒』の主題を、差別からの解放の方向へ見る訳には、行かないのである。拙論「『破戒』の文章」で触れたやうに、『破戒』の主題は、次のような部分の背後に見なければならぬと思う。

○斯う考へると、切ない欲望は胸を衝いて春の潮のやうに湧き上る。（九の一）

○勇み立つ青春の意気も亦た丑松の心に強い刺激を与へた。譬へば、丑松は雪霜の下に萌える若草である。春待つ心は有ながらも、猜疑と恐怖とに閉ぢられて了つて、内部の生命は發達することが出来なかつた。あゝ、雪霜が日にあたつて、溶けるといふに、何の不思議があらう。見れば見るほど、聞けば聞くほど、丑松は蓮太郎の感化を享けて、精神の自由を慕はずには居られなかつたのである。言ふべし、言ふべし、それが自分の進む道路では有るまいか。斯う若々しい生命が丑松を励ますのであつた。（九の四）

○浅々と萌初めた表鳥は、両側に連つて、奈何に春待つ心の烈しさを思はせたらう。（拾の一）

○彼はするうちに、鶏が鳴いた。丑松は新しい暁の近いことを知つた。（貳拾の四）

○あゝ、庄馬鹿は今あの鐘楼に上つて撞き鳴らすのであらう。それは丑松の為に長い別離を告げるやうにも、白々と萌初めた一生のあけぼのを報せるやうにも聞える。（貳拾参の三）

但し、『破戒』の主題を云々することは、解釈の対立を生じている『破戒』の主題論争の中に、必然的に加わることになる。その際注意しなければならぬのは、「主題」という用語の意味についてであるが、それについては、稿を改めて

論じたいと思う。

（備考）

1 引用文中の漢字は、すべて、振仮名は省略し、新字体のある旧漢字は新字体に改めた。

2 引用文献題目の副題は省略した。

3 本小論は、昭和四八年度広島大学国語国文学会秋季研究集會に於いて口頭發表したもの（同題目）に基き、「『破戒』の文章」（『近代文学研究ノ一』第三冊、昭47・4・10）の続篇となるものである。